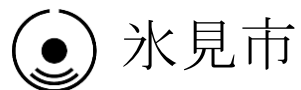


令和 8 年度
中小企業金融のしおり



目次

1	氷見市の融資制度について	
(1)	融資制度一覧表	1
(2)	申込時の確認事項	3
(3)	申込時の提出書類一覧表	5
(4)	融資制度の利用にあたって	6
(5)	借換について	8
2	セーフティネット保証の認定について	8
3	氷見市の各種助成制度について	
(1)	小口事業資金の保証料補給	9
(2)	事業承継保証料補給	9
(3)	小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の利子補給	10
4	その他の留意事項	11

1 氷見市の融資制度について

(1) 融資制度一覧表(令和8年4月1日現在)

資金名	小口事業資金		地場産業育成資金		地場産業育成資金		創業者支援資金	短期小口事業資金
	一般小口枠	零細小口枠	経営安定資金	技術改善資金	旅館民宿業施設整備資金	緊急経営改善資金		
融資要件	・市内で同一事業を1年以上引き続き営んでいる事業者であること。 ・従業員20人以下の小規模企業者であること。 (宿泊業・娯楽業を除く商業・サービス業の場合は5人以下) ※従業員数には、個人事業主の家族従業員(事業主と生計を一にしている3親等以内の親族)は含まれません。		・市内に住所又は主たる事業所を有し、地場産業(市長が別に定める業種)に属する同一事業を1年以上引き続き営んでいる中小企業者であること。 ・次のいずれかに該当すること。 (1) 最近3か月の売上高が前年同期に比べ5%以上減少し、経営の安定に支障を生じていると認められること。 (2) 最近決算時における経常損益が赤字となっていること。	・市内に住所又は主たる事業所を有し、地場産業(市長が別に定める業種)に属する同一事業を1年以上引き続き営んでいる中小企業者であること。 ・次のいずれかに該当すること。 (1) 新製品、新技術の開発、需要の開拓、商品の高付加価値化に要する資金であること。 (2) 技術改善又は事業転換のための省力化に要する資金であること。 (3) 生産施設の新設、増設に要する資金であること。	・市内に住所又は主たる事業所を有し、旅館・民宿業を1年以上引き続き営んでいる中小企業者であること。 ・旅館・民宿の新築、増改築に要する資金であること。	・市内に住所又は主たる事業所を有し、地場産業(市長が別に定める業種)に属する同一事業を1年以上引き続き営んでいる中小企業者であること。 ・次のいずれにも該当すること。ただし令和8年3月31日までに貸付を受ける場合に限る。 (1) 地場産業育成資金(据置期間にあるもの及び融資後6か月を経過していないものを除く)の借換資金であること。 (2) 最近3か月間の売上高が過去3年間のいずれかの年の同期と比べて3%以上減少していること。 (3) 経営改善計画を策定し、当該計画に基づく既往借入金の借換えを行うことにより経営の改善が期待されること。	・創業に関し、中小企業者にあつては氷見商工会議所の、農業者に、あつては氷見市担い手育成支援協議会の経営指導を受け、融資が適当と認められた者であること。 ・次のいずれかに該当する中小企業者又は農業者であること。 (1) 市内で事業を1年以内に開始する予定の者。 (2) 市内で事業を開始して2年未満の者。 (3) 市内で、経済の多様化・構造的変化に適応するために異なる事業を新たに行う者。	・市内に住所又は主たる事業所を有し、同一事業を1年以上引き続き営んでいる中小企業者であること。
資金使途	設備・運転		運転	設備	設備	借換	設備・運転	運転
融資限度額	2,000万円 零細小口枠との 合計※1	2,000万円 保証付融資残高 との合計※1	1,000万円※1	1,000万円※1	1,000万円※1	1,000万円 ただし、借換えを行う資金の融資残高 合計の範囲内	1,000万円	200万円
貸付期間 (内据置期間)	設備資金7年以内(6か月以内) 運転資金5年以内(6か月以内) ※一定の要件を満たす場合は7年以内		5年以内 (1年以内)	7年以内 (1年以内)	7年以内 (1年以内)	7年以内 (1年以内)	設備資金7年以内(1年以内) 運転資金5年以内(1年以内)	4ヵ月以内
融資利率	年2.10%以内	年2.05%以内	年2.10%以内	年2.10%以内	年2.10%以内	年2.00%以内	年1.90%以内	年2.10%以内
保証料率	年0.6% 市が1/2補給	年0.7% 市が1/2補給	年0.35%~1.05% 市が全額補給	年0.35%~1.05% 市が全額補給	年0.35%~1.05% 市が全額補給	年0.35%~1.05% 市が全額補給	年0.45%~2.20% 市が全額補給	—
責任共有 対象	有	無	有	有	有	有	有	—
旧債務借換	不可	不可	不可	不可	不可	可 地場産業育成資金からの借換のみ	不可	不可
同時借入 可能数(回)	富山県の規則に準拠する		2	2	2	2	1	1
償還方法	元金均等 月賦				元金均等 月賦			一括
申込先	氷見市商工観光課				氷見市商工観光課			取扱金融機関

備考1 いずれの制度も、市税を完納していることが融資条件となります。

2 小口事業資金・地場産業育成資金は、富山県信用保証協会の審査において保証承諾を得る必要があります。

※1 借換は概ね2分の1以上返済が完了したものの。

(2) 申込時の確認事項

申込みにあたっては、次のことをご確認ください。

【共通】

確認	内容
☐	提出書類（P 5）が全てそろっていること、記入事項に漏れがないことをご確認ください。不備がある場合、借入希望日に添えない場合があります。
☐	申込人の「フリガナ」「生年月日」は正確に記入してください。
☐	【あっせん申込】許認可書、決算書（2期分）は必ず添付してください。既に保証協会に提出済の場合、保証協会への提出は省略できますが、市には申込みの都度提出してください。（同一年度内に提出された場合を除く。）
☐	許認可書の有効期間について、それぞれ有効期間が定められていますので、有効期間内であることを確認してください。許認可書が必要な事業については、許可等が必要な一覧表（P 13）を確認してください。
☐	建設関連業種（各種工事業など）の場合は必ず工事受注状況表を添付してください。

【共通（設備資金）】

☐	見積書に必要事項が記載されていることを確認してください。 ・見積の発行日及び有効期限の記載があること。有効期限内であること。 ・見積先の名称が融資申込者となっていること。 ・見積金額は融資希望額と整合していること。 ・発行元が明確であり、正式な見積書（写し）であること。商談メモは不可。
--------------------------	---

【小口事業資金（一般小口枠・零細小口枠）】

☐	市内に主たる事務所もしくは事業所を有する法人又は個人に限ります。
☐	「零細小口枠」の場合、融資限度額は、全ての保証付融資残高を含め2,000万円以内です。
☐	「一般小口枠」の場合、融資限度額は「一般小口枠」と「零細小口枠」を合算して2,000万円以内です。
☐	従業員数を確認してください。常勤で20人（商業・サービス業は5人）以下の小規模企業者が対象となります。

【富山県緊急経営改善資金（小口枠）】

☐	借換の場合は、元金の2分の1以上が償還済であることを確認してください。
☐	最近3か月間の売上高、売上総利益率又は営業利益率が過去3年間のいずれかの年の同期と比べて5%以上減少し、経営改善計画を策定していること。

【共通（地場産業育成資金）】

☐	市内に住所又は主たる事業所を有する中小企業者に限ります。
☐	1年以上引き続き営んでいる事業に係る資金であるか確認してください。別業種の新規事業展開のための資金は対象外です。

【経営安定資金】

☐	売上高の減少の場合は、最近3か月間の売上高が前年同期に比べ5%以上減少していることを確認した「地場産業育成資金売上減少確認書」を添付ください。
--------------------------	---

【技術改善資金】

☐	次のいずれかに該当することを確認してください ① 新製品、新技術の開発、需要の開拓、商品の高付加価値化に要する資金であること。 ② 技術改善又は事業転換のための省力化に要する資金であること。 ③ 生産施設の新設、増設に要する資金であること。
--------------------------	---

【旅館・民宿業施設整備資金】

☐	1年以上旅館・民宿業を営んでいることを確認してください。
☐	旅館・民宿の新設、増改築に要する資金であることを確認してください。

【緊急経営改善資金（地場）】

☐	本資金を除く地場産業育成資金の借換資金に限ります。据置期間中、融資後6か月を経過していないものを除きます。
☐	最近3か月間の売上高が過去3年間のいずれかの年の同期と比べて3%以上減少していることを確認した「地場産業育成資金売上減少確認書」を添付してください。
☐	借換を行うことにより経営が改善されることを記載した「地場産業育成資金経営改善計画書」を添付してください。
☐	1,000万円まで借換可能です。ただし借換を行う資金の融資残高合計の範囲内までです。

【創業者支援資金】

☐	中小企業者にあつては氷見商工会議所、農業者にあつては氷見市担い手育成支援協議会の経営指導を受け、確認を受けた事業計画書を添付してください。
☐	許認可書を申込時に提出できない場合は、許認可取得後速やかに提出してください。
☐	1年以内に開業予定又は開業して2年未満か確認してください。

(3) 申込時の提出書類一覧表			小口事業資金		地場産業育成資金				創業者 支援資金	セーフティ ネット認定書	保証料補給		利子補給
			一般小口	零細小口	経営安定 資金	技術改善 資金	旅館民宿業施 設整備資金	緊急経営 改善資金			富山県緊急 経営改善資金 (小口枠)	事業承継	小規模事業者 経営改善資金
氷見市へのあっせん申込書			○	○	○	○	○	○	○				
富山県信用保証協会へ提出する保証申込関係書類一式			○	○	○	○	○	○	(○)				
信用保証委託申込書、保証人等明細、申込人（企業）概要、個人情報同意書 信用保証依頼書、金融機関取引状況、印鑑証明書（法人・個人）（写）			○	○	○	○	○	○	(○)				
「保証協会団信」加入意思確認書、個人情報の取扱いに関する同意書			(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)	(○)				
地場産業育成資金売上減少等確認書					(○)			○					
地場産業育成資金経営改善計画書								○					
創業者支援資金融資事業計画									○				
共通	納税証明書又は誓約書兼市税納付状況確認同意書		○	○	○	○	○	○	○				
	誓約書兼市税納付状況確認同意書											□	○
	決算書又は確定申告書（貸借対照表・損益対照表）2期分（写）		○	○	○	○	○	○	○	○			
	商業登記簿（法人）		○	○	○	○	○	○	○	(○)			
設備 資金	許認可書等（確認が必要な業種のみ）		(○)	(○)	(○)	(○)	(○)		(○)	(○)			
	工事受注状況表（建設関連業種）		(○)	(○)	(○)	(○)	(○)		(○)				
	見積書・売買契約書等（写）		(○)	(○)	(○)	(○)	(○)		(○)				
	賃貸借契約書（写）		(○)	(○)	(○)	(○)	(○)		(○)				
保証料 補給	保証料補給金交付申請書及び実績報告書		□	□					□		□	□	
	事業承継資金保証料補給金に係る事業計画実施支援確認書											□	
	氷見市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付申請書及び実績報告書												○
その他	信用保証書（写）		□	□					□		□	□	
	保証料の送金が確認できる書類（写）		□	□							□		
	中小企業信用保険法第2条第5項の規定による認定申請書									○			
	住所と事業所所在地が確認できる書類（住民票・確定申告書等）									○			
	融資実行を示す書類（写）												○
	返済の計画を示す書類（写）												○
	利子の支払いを証明する書類（写）												○

※（○）は該当する場合のみ提出ください。

※保証料補給に該当する書類は□で表示。

※地場産業育成資金の保証料補給は氷見市が保証協会に直接払います。保証料補給の申込みは必要ありません。

(4) 融資制度の利用にあたって

氷見市では、中小企業の振興を図るため、各種の融資制度を設けています。
ご利用いただくには一定の要件がありますので、次のことをご確認ください。

① 取扱金融機関

ア. 次の金融機関の氷見市内の店舗

北陸銀行、富山銀行、北國銀行、富山第一銀行、氷見伏木信用金庫

イ. 氷見市農業協同組合

② ご利用の条件

ア. 企業規模（資本金又は従業員数）【富山県保証協会の定める保証制度の対象事業者】

原則として中小企業信用保険法に定める中小企業者を対象としています。資本金又は常時使用する従業員のいずれか一方が下表に該当していればご利用いただけます。特定非営利活動法人（NPO法人）は常時使用する従業員数が下表に該当していればご利用いただけますが、一部ご利用いただけない制度がありますのでご注意ください。

業種	資本金	常時使用する従業員数
製造業（建設業・運送業・不動産業を含む）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下 (NPO法人300人以下)
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下 (NPO法人100人以下)
医療法人（医療を主たる事業とする法人を含む）	条件なし	300人以下

イ. 業種、許認可等

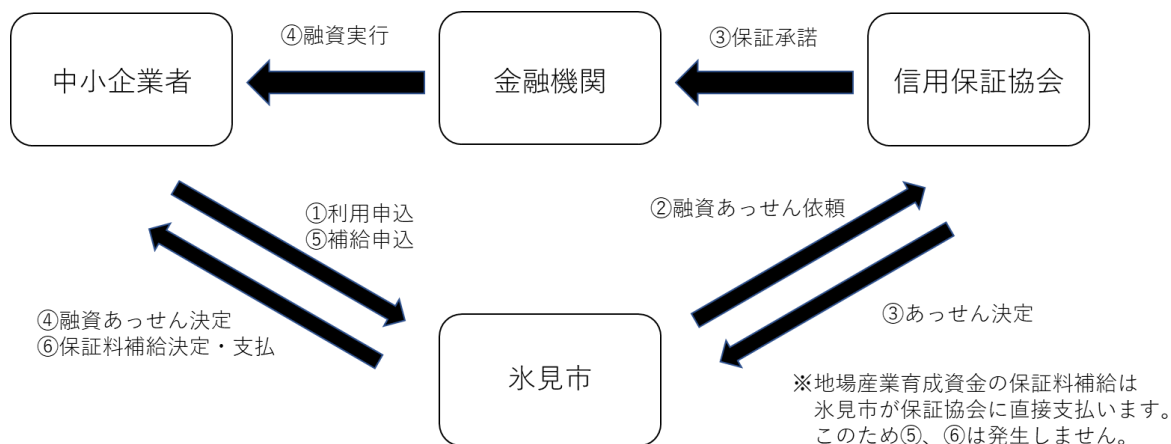
許認可等が必要な事業については、その許認可等を受けていることが必要です。

地場産業：氷見市長が別に定める業種とは主に次の指定業種です。

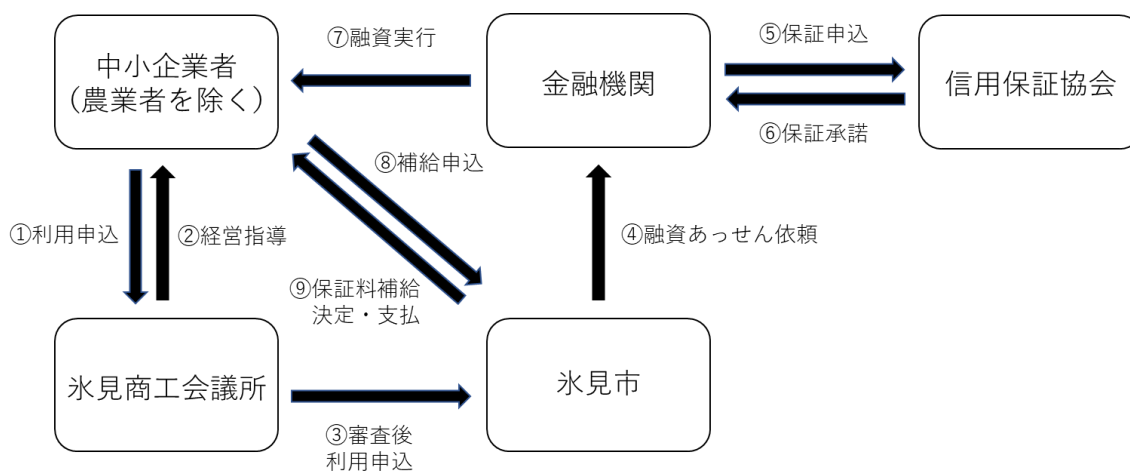
- ・地場産業の指定業種（製造業）
- ・指定業種が製造した製品を取扱う卸売業及び小売業
- ・旅館、民宿業

③ 融資の流れ

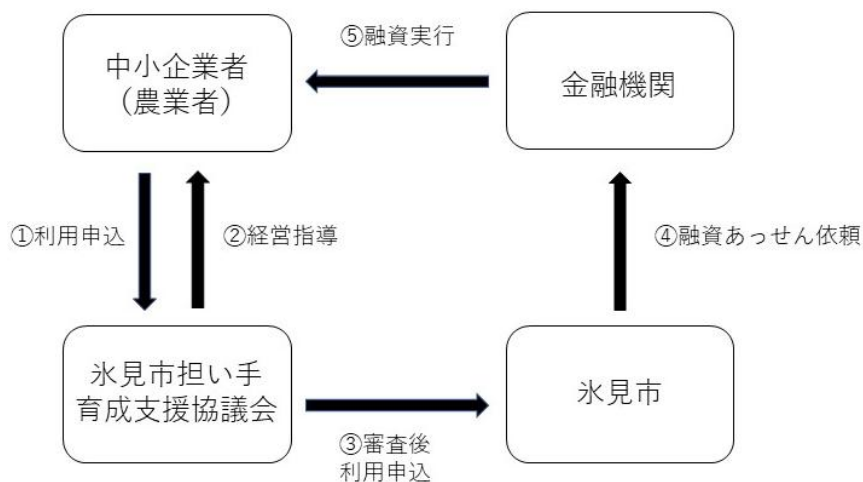
ア. 小口事業資金・地場産業育成資金



イ. 創業者支援資金（農業者以外）



ウ. 創業者支援資金（農業者）



(5) 借換について

◆富山県の「緊急経営改善資金（小口枠）」

富山県の融資要綱にそれぞれ規定する条件に準拠します。

次の要件をすべて満たす場合に限りします。

- ①借換の融資申込時点で、元金の半分以上の償還を終えていること。
- ②借換制度・枠及び取扱金融機関が借換前と同一であること。
- ③償還状況が良好で、中小企業者の経営向上のためになされるものであること。

◆氷見市の「緊急経営改善資金」

「地場産業育成資金」のうち「経営安定資金」「技術改善資金」「旅館・民宿業施設整備資金」の借換が可能ですが、次の要件をすべて満たす場合に限りします。

- ①据置期間中にあるもの又は融資後6か月を経過していないものでないこと。
- ②最近3か月の売上高が過去3年間のいずれかの年の同期と比べて3%以上減少していること。
- ③経営改善計画を策定し、当該計画に基づく既往借入金の借換えを行うことにより経営の改善が期待されること。

2 セーフティネット保証の認定について

セーフティネット保証制度（中小企業信用保険法第2条第5項）

取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻、大規模な経済危機等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。この制度を利用するためには市の認定が必要で、その要件は次のとおりです。

◆セーフティネット5号（保証割合80%）

認定対象：全国的に業況が悪化している業種の中小企業者で、次のいずれかに該当する者。

- 要件：①最近3か月間の売上高が前年同期比で5%以上減少している、又は、最近1か月の売上高が前年同月に比して5%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が前年同期に比して5%以上減少することが見込まれること。
- ②製品等原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていないこと。

提出書類

☐認定申請書 ※様式は市のホームページからダウンロードできます。

https://www.city.himi.toyama.jp/gyosei/bijinesu_sangyo/shien/2/3892.html

☐住所等の確認書類

法人：登記事項証明書（法人登記）の写し

個人：住所と事業所所在地が確認できる書類（住民票、確定申告書など）の写し

☐売上高等の確認書類（売上台帳、法人概況説明書など）

3 氷見市の各種助成制度について

(1) 小口事業資金の保証料補給

一般金融機関から通常の融資を受けることが困難な小規模事業者に対し、県及び市が一体となって小口事業資金融資の円滑化を図るため、小口事業資金を活用するものに対し、保証料を補給します。

①対象者

- ア. 市内に主たる事業所を有する中小企業者。
- イ. 県小口事業資金（一般・零細）、県緊急経営改善資金（小口枠）の融資を受けた者。

②保証料補給金額

支払った保証料の2分の1相当額

③提出書類

- ☐ 氷見市小口事業資金あっせん保証融資保証料補給金交付申請書及び実績報告書
- ☐ 信用保証書の写し
- ☐ 保証料の送金が確認できる書類の写し

(2) 事業承継保証料補給

氷見市の産業の振興と、市内の事業者が営んできた事業や魅力ある商品、サービス等の継続を図るため、継業に関する保証制度を活用して継業するものに対し、保証料を補給します。

①対象者：次の要件をすべて満たすこと

- ア. 継業に伴い、以下に定める保証制度を利用して融資を受けた者であること。
 - 富山県：創業・事業承継支援資金保証
 - 富山県信用保証協会：創業関連保証、事業承継特別保証、特定経営承継関連保証、
特定経営承継準備関連保証、経営承継関連保証、
経営承継準備関連保証、経営承継借換関連保証
- イ. 市内に主たる事業所の所在地を有し、継業した事業を営む個人事業主又は中小企業者であること。

ウ．次のいずれかに該当する者であること。

(ア) 個人事業主にあつては、市内に居住し、本市の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する住民基本台帳に記録されている者であること。

(イ) 法人にあつては、市内を本店所在地とした法人登記が行われていること。

(ウ) 氷見市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団でない者又は同条第2号に規定する暴力団員でない者又はそれらと密接な関係を有しない者。

(エ) 市税を滞納していない者。

②提出期限・補給金額

提出期限：融資実行日から2月を経過する日まで

補給金額：融資を受けた際に富山県信用保証協会に支払った保証料に相当する額

※ただし、対象となる融資の額が1,000万円を超えるときは1,000万円を、保証期間が7年を超えるときは7年を上限として補給金の額を算出し、27万円を限度とします。

③提出書類

- ☐ 氷見市事業承継資金保証料補給金交付申請書及び実績報告書
- ☐ 誓約書兼市税納付状況確認書（事業承継）
- ☐ 事業承継資金保証料補給金に係る事業計画実施支援確認書
- ☐ 信用保証書の写し

（3）小規模事業者経営改善資金（マル経融資）の利子補給

小規模事業者の事業継続を支援するため、氷見商工会議所と日本政策金融公庫が連携し、小規模事業者を対象に実施している融資制度に対し、利子を補給します。

①対象者：次の要件をすべて満たすこと

ア．市内に主たる事業所の所在地を有する中小企業者。

イ．令和4年4月1日以降にマル経融資資金の融資を受けた者。

ウ．氷見市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団でない者又は同条第2号に規定する暴力団員でない者又はそれらと密接な関係を有しない者。

エ．市税を滞納していない者。

②利子補給補給金額

支払った利子の全額（2年間分）

※対象となる融資の額が1,000万円を超えるときは1,000万円を上限とし、利率が市長の定める基準利率を超えるときは基準利率を上限として補給金の額を算出します。

※国や県、その他の機関から受けた対象融資の利子補給分は差し引きします。

③利子補給手続きについて

補給金の交付を希望する方は、「利子補給金交付申請書及び実績報告書」に「④提出書類」にある書類をそろえて、申請する年の１２月３１日が属する会計年度の１月３１日までに氷見商工会議所を経由して市長に提出してください。（１年ごと）

※例）令和７年１月１日～令和７年１２月３１日に融資を受けた場合、令和８年１月３１日までに提出する。

④提出書類

☐ 氷見市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付申請書及び実績報告書

☐ 誓約書兼市税納付状況確認書（マル経）

☐ 融資実行を示す書類の写し（☆）

☐ 返済の計画を示す書類の写し（☆）

☐ 利子の支払いを証明する書類の写し（当該暦年の１月～１２月までの支払い分）

※返済計画に変更がない場合、２年目以降は（☆）省略可

４ その他の留意事項

（１）登記事項証明書

- ① 所在地… 本店、支店の現所在地と登記の所在地が一致しているか。許認可業種の場合は、許認可書の住所、営業場所の照合も併せて行ってください。
- ② 資本金… 中小企業者の範囲内か。（P 6 企業規模（資本金又は従業員数）参照）
- ③ 目 的… 営業の実態が登記されているか。申し込む資金の用途は、登記に掲げる目的（事業）を遂行するための資金であることが要件となります。
- ④ 役 員… 代表者を確認ください。
- ⑤ 最終登記年月日… 株式会社にあつては、営業中であつても最終登記後１２年経過した場合、休眠会社として法人格を失う恐れがあります。この場合は、中小企業者としての資格要件を欠いていることになり、利用できません。

これらのことについて確認のうえ、万一事実と異なっている場合は、変更登記をしてください。

(2) 許認可書

許認可書の提出が必要な事業者の方は、以下の点についてご確認ください。

①許認可名義人

申込にあたっては、必要な許認可を取得し、納税義務を果たしていることが必要です。従って、許認可名義人と納税者とが同一人であるのが通例であり、当該許認可名義人（＝納税者）を申込人としてください。

②許認可内容

営業の実態と、許認可の内容が一致していなければなりません。また、法人の場合は、登記事項証明書の営業目的と合致しているか否かの確認も必要です。

③営業場所

現に営業している場所でなければなりません。

④有効期間

各々の営業について、その根拠法に基づき有効期間が定められていますので、有効期間内か否かの確認が必要です。

氷見市産業振興部商工観光課

令和7年4月

〒935-8686 富山県氷見市鞍川 1060 番地

TEL (0766) 74-8105

FAX (0766) 74-8104